

「有馬温泉 太閤の湯」はんなり瓢箪倶楽部入会申込書

団体名	ジャヴァグループ健康保険組合	生年月日	明・昭 大・平	年	日
氏名	ふりがな	電話			
住所	ふりがな	イベント等の情報提供を □希望する □希望しない			
メールアドレス		記入日	年	月	日

下記規約に同意の上、お申込みいただける方は、上記にご記入の上、はんなり瓢箪倶楽部事務局までFAXしてください。(FAX078-904-0993)

※ご不明な点ははんなり瓢箪倶楽部事務局までお問い合わせください。(TEL：078-904-3117)

第1条 名称

名称を「はんなり瓢箪倶楽部」と称する。以下、本倶楽部と呼ぶ。

第2条 目的

本倶楽部は、株式会社有馬ビューホテルの運営する「有馬温泉 太閤の湯」の施設利用を通じて、本倶楽部員の心身のリフレッシュや健康の維持と、健康増進を図ることを目的とする。

第3条 所在地

兵庫県神戸市北区有馬町池の尻 292-2 株式会社有馬ビューホテル内に本倶楽部の事務局を置く。

第4条 倶楽部員加入資格

ジャヴァグループ健康保険組合に限る。

第5条 入会方法

第6条にて規定する上記申込書に必要事項を記載し、第7条の倶楽部員証の発行をもって入会とする。

第6条 入会金および年会費

- (1) 入会金は無料とする。
- (2) 年会費は有馬温泉 太閤の湯が存続する限り無料とする。

第7条 倶楽部員証

- (1) 倶楽部員には、倶楽部員証を交付する。
- (2) 倶楽部員が特典を受ける場合には、必ず倶楽部員証を提示すること。提示の無い場合には、所定の手続きにより倶楽部員証を有料にて発行できるものとする。
- (3) 倶楽部員証は、貸与または譲渡することができない。
- (4) 倶楽部員証を紛失または破損した場合には、所定の手続きにより倶楽部員証を有料にて発行できるものとする。

第8条 特典

倶楽部員は、下記の特典を受けることができる。

- (1) 入館料については、倶楽部員本人を含めて6名まで、平日1,600円、土・日・祝・特定日1,800円とする。  
土・日・祝・特定日とは、1月1日～3日・4月29日～5月5日・8月13日～15日とする。
- (2) 入館料以外の飲食、物販、貸室等についても、館内外で告知する特典を受けることができる。

第9条 施設利用

倶楽部員は、施設利用の際には倶楽部員証を提示し、第8条に規定する入館料を支払い、利用規定を遵守すること。万一この利用規定に違反した倶楽部員は除名される。

第10条 休館日等

有馬温泉 太閤の湯は、次の場合に一時休館、一部施設の閉鎖または営業時間の変更をさせていただくことがあり、告知は事前に施設内にて行うこととする。

- (1) 施設のメンテナンス、補修および増改築工事を行う場合。
- (2) 気象状況、災害等により、営業が不可能と判断された場合。
- (3) その他、有馬温泉 太閤の湯のやむを得ない事由が発生した場合。

第11条 自己の責任

倶楽部員が有馬温泉 太閤の湯の施設を利用するにあたり、万一盗難・傷害・死亡あるいは、その他の事故が発生した場合にも、有馬温泉 太閤の湯は一切責任を負わないものとする。  
ただし、有馬温泉 太閤の湯に故意、あるいは重大な過失があった場合には、この限りではない。

第12条 資格の取消

次の場合、倶楽部員の資格を取り消すものとする。

- (1) 倶楽部員が死亡した時
- (2) 有馬温泉 太閤の湯の施設を故意に棄損した時
- (3) 倶楽部員証を変造、不正利用等が発覚した時
- (4) 本倶楽部の品位を傷つけ他の倶楽部員に迷惑を及ぼし、または及ぼす恐れのある時
- (5) 本規約に違反した時

第13条 個人情報について

会員の個人情報の取り扱いについては、下記の通りとする。

- (1) 個人情報の利用目的  
お客様からいただいた個人情報は以下のお場合に限り利用し、目的外に利用しない。  
・当社が何らかの理由でお客様に連絡を取る必要が生じた場合。  
・有馬ビューホテルおよび有馬温泉 太閤の湯から、旅行企画商品・観光・レジャー施設案内など新商品・企画サービスに関するお知らせ等のご案内をする場合。  
・当社のサービス、商品の改善のためにマーケット分析を行う場合（この場合お客様個人が特定されることはない。）
- (2) 個人情報の保管  
会員の個人情報は、最新の注意をもって取扱い、厳重に保管する。
- (3) 個人情報の提供・開示  
会員の個人情報は以下の場合を除き、第三者に提供または開示をしない。  
・会員の同意があった場合。  
・法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合。  
・当社と機密保持契約を締結した協力企業に必要最低限の情報を提供する場合。

第14条 その他

- (1) 有馬温泉 太閤の湯は必要に応じてこの規約を変更することができる。
- (2) 倶楽部員はその資格を喪失した時に倶楽部員証の返却をしなければならない。
- (3) 大会の申し出がない場合に限り、倶楽部員を継続するものとする。
- (4) 本規約に定めない事項については、太閤の湯事務局で豺狼と判断した方法で処理されるものとする。